

火災に遭われた方へ

火災罹災後の諸手続について（参考資料）

このたびは、思いがけない災難で御心痛いかばかりかと、心からお見舞い申し上げます。

どうか、この災難にお力落しのありませんよう、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

この冊子は、当面の諸手続に関しまして、概略をまとめたものでございますので、参考にしていただければと存じます。

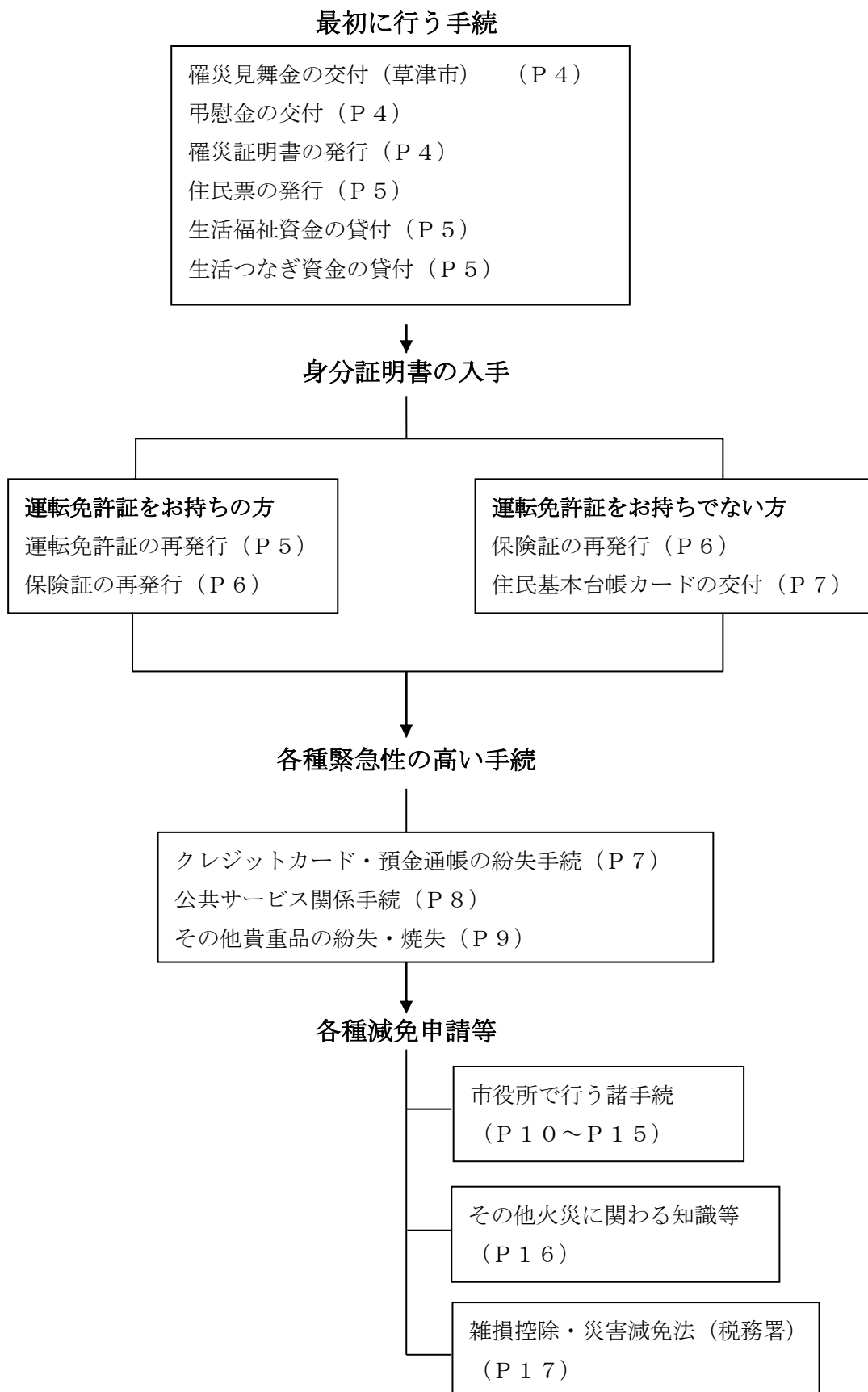
※この参考資料は草津市において把握している手続等に関して取りまとめたものであり、罹災後の手続の全てを網羅しているものではないことを御承知おきください。
※それぞれの手続に関する詳しい内容については、担当部署へお問い合わせください。

草津市危機管理課作成

電話077-561-2325

(令和6年3月改)

優先度順手続フロー



目 次	ページ
罹災見舞金の交付（草津市）	4
弔慰金の交付（日本赤十字社）	4
罹災証明書の発行	4
住民票の発行	5
生活福祉資金の貸付	5
生活つなぎ資金の貸付	5
運転免許証の再発行	5
国民健康保険証の再発行	6
福祉医療受給券（助成券）の再交付	6
健康保険証（社会保険）の再発行	6
マイナンバーカードの交付	7
クレジットカード・通帳	7
（１）クレジットカード	
（２）預金通帳（銀行など）	
公共サービス（電話・電気・ガス・水道・郵便）	8
（１）電話	
（２）電気	
（３）ガス	
（４）水道	
（５）郵便局への連絡	
その他貴重品の紛失・焼失	9
（１）厚生年金手帳・雇用保険被保険者証	
（２）保険証券	
市役所で行う諸手続	10
（１）市営住宅への一時入居	
（２）火災に伴う廃棄物の処理	
（３）年金証書・年金手帳（国民年金・厚生年金）の再発行	11
（４）印鑑登録証明書	
（５）市税の減免	12
（６）市税延滞金額の減免	13
（７）障害者福祉サービスに係る負担金の減免	
（８）介護保険料の減免	14
（９）後期高齢者医療保険料の減免	
（１０）建築確認申請手数料の減免	15

(1 1) 就学援助費の受給	
(1 2) 母子健康手帳・母子健康手帳別冊（受診票等）の再発行	
その他火災に係わる知識等	1 6
(1) 消火活動に対する費用弁償	
(2) 建物登記関係	
(3) 類焼させてしまったお宅へは	
(4) 火災見舞に対するお返し	
雑損控除・災害減免法	1 7
(1) 雑損控除	
(2) 災害減免法	
※問合せ先一覧	1 7～1 9

○^{りさい}罹災見舞金の交付（草津市）

（担当 人とくらしのサポートセンター 市役所2階

電話 077-561-6927）

住家が半焼、全焼した場合には、罹災見舞金を受け取ることができますので、人とくらしのサポートセンターへお問い合わせください。

※この他、生活支援が必要な方はご相談ください。

○弔慰金の交付

（日本赤十字社）

（担当 草津市社会福祉協議会 電話 077-562-0084）

火災により死亡された場合には、日本赤十字社から弔慰金（10,000円）をお渡しします。

詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。

○罹災証明書の発行

西消防署 （草津市上笠町 電話 077-568-0119）

南消防署 （草津市野路九丁目 電話 077-564-4951）

罹災証明書は消防署が発行する証明書で、火災保険の申請や罹災建物の滅失登記、各種減免の申請や税金の雑損控除などの際に必要となります。お住まいの地域を管轄している消防署で所定の用紙に必要事項を記入のうえ、申請してください。

申請の受付は、平日の午後5時15分までとなっています。

火災に係る諸手続を行う際には、罹災証明書を準備した後に行ってください。

※認印および200円が必要です。

※西消防署の管轄区域

（草津学区 大路区 渋川学区 山田学区 笠縫学区 笠縫東学区 常盤学区）

※南消防署の管轄区域

（志津地区 志津南地区 矢倉学区 老上学区 老上西学区 玉川学区

南笠東学区）

○住民票の発行

(担当 市民課 市役所1階 3、4番窓口 電話 077-561-2344)

住民票の発行にあたって、身分証明書が無い場合には、本人確認を行います。
※罹災証明書を御用意ください。
※証明手数料1通につき350円が必要です。

○生活福祉資金の貸付

(草津市社会福祉協議会 電話 077-562-0084)

低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯)で草津市内に住民票がある方を対象として、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費(生活費、住宅の補修・保全等)の貸付を受けることができます。

※貸付の可否および金額については、相談および滋賀県社会福祉協議会の審査の上決定されますので、詳しくは草津市社会福祉協議会へお問い合わせください。

○生活つなぎ資金の貸付

(草津市社会福祉協議会 電話 077-562-0084)

災害等により、一時的に生活困窮な状態に陥った場合、当面の生活資金の貸付を受けることができます。草津市に住民票を移して6か月以上経過した人が対象で、申請には住民票と民生委員の意見書が必要となります。

※貸付の可否および金額については、貸付額等は相談の上決定されますので、詳しくは社会福祉協議会へお問い合わせください。

○運転免許証の再発行

(草津警察署・免許センター)

運転免許証をお持ちで焼失された方は、運転免許証の再発行を受けることができます。草津警察署および免許センターで再交付を受けてください。

※草津警察署での手続き(077-563-0110)

受付 平日8:30~16:30(即日交付不可能。約3週間後に取りに行く。)

印鑑不要 写真不要

本人確認資料必要(健康保険証、マイナンバーカード等のいずれかひとつ)

※免許センターでの手続き(077-585-1255)

受付 平日9:30~11:00/14:00~16:00(即日交付可能)

印鑑不要 写真不要

本人確認資料必要(健康保険証、マイナンバーカード等のいずれかひとつ)

詳細については、交付申請に行かれる前に必ず電話をして確認してください。

○国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証 の再発行

(担当 保険年金課 医療保険係 市役所1階 7番窓口)

国民健康保険担当 電話 077-561-2366

後期高齢者医療制度担当 電話 077-561-2358)

被保険者または同一世帯の方が保険年金課窓口で再発行の手続を行います。
その他の方が行われる場合は、委任状が必要です。

この際、手続をされる方の本人確認のできる書類（運転免許証など顔写真の
ついた公的証明書）と印鑑が必要です。

本人確認のできる書類が無い場合は、本人宛の郵便物や預金通帳等を用いて
確認を行いますが、その場合は郵送による再発行となり、1週間前後の時間が
必要となります。

※罹災証明書を御用意ください。

※高齢受給者証の再発行についても同じ窓口です。

○福祉医療受給券（助成券）の再交付

(担当 保険年金課 医療保険係 福祉医療担当)

市役所1階 7番窓口 電話 077-561-6975)

再交付の申請には、受給対象者または同一世帯の方が保険年金課窓口で手続をお
願います。その他の方が行われる場合は、委任状が必要です。

この際、受給対象者または窓口にくられた方の本人が確認のできるものと印鑑が
必要です。

※罹災証明書を御用意ください。

○健康保険証（社会保険）の再発行

保険証の再発行につきましては、お勤め先の担当者へお問い合わせください。

○マイナンバーカードの交付

(担当 市民課 市役所1階 3、4番窓口 電話 077-561-2344)

運転免許証をお持ちでない場合は、身分証明書として、マイナンバーカード(顔写真入り)の発行を受けると便利です。

交付までに約1ヶ月かかります。

申請方法や申請に必要な書類等については、市民課にお問い合わせください。

○クレジットカード・通帳

(1) クレジットカード

カード会社に焼失された旨を直ちに連絡してください。

通知が遅れた場合、第三者に不正に使用されて、損害を被ることがあります。

再発行手続は、カード会社により異なりますので、ご加入のカード会社にお問い合わせください。

(2) 預金通帳

(下記は代表的な例です。金融機関によって手続は異なりますので、詳しくは各金融機関へお問い合わせください。)

預金口座を開設した金融機関の窓口に通帳類が紛失または焼失した旨を届け出ます。この際、本人であることを確認できる書類(運転免許証や健康保険証、住民票など)と印鑑が必要になります。

金融機関で上記の届け出を行った後、金融機関から本人に照会状が送付されます。受け取った照会状を金融機関の窓口に掲示することによって再交付されます。

○公共サービス（電話・電気・ガス・水道・郵便）

（1）電話（電話 113）

まず、NTTへご連絡ください。113番が電話故障の際の連絡先になります。後日、罹災証明と印鑑を持参のうえ、NTTに届け出をしてください。仮住まいへの電話移設の必要がある場合は、その旨を依頼します。

なお、電話が買い取りではなく、NTTからレンタルしているときは修繕費を請求される場合があります。

（2）電気（関西電力送配電 滋賀支社 電話 0800-777-8061）

まず、電力会社にご連絡ください。自力消火の場合で、電気配線の補修が必要な場合は、電気工事業者を早急に手配してください。

（3）都市ガス（大阪ガスお客さまセンター 電話0120-8-94817）

消防署に通報があった罹災については、通常、消防署からガス会社に連絡が入りますが、念のためガス会社にご確認ください。

ガス会社は、メーターボックスをはずすなど閉栓処置をします。

※プロパンガスについては取扱業者にお問い合わせください。

（4）水道

（担当 上下水道総務課 水道お客様センター 市役所2階
電話 077-561-2441）

火災現場の後始末等が終わりましたら、速やかに草津市水道お客様センターへ連絡してください。

※水道料金の減免等はありません。

（5）郵便局への連絡（草津郵便局 電話 077-562-0802）

郵便局に備え付けの転居届（はがき）に新住所と旧住所などを記入のうえ、投函すると、旧住所宛の郵便物は1年間新住所に配達されます。罹災建物の復旧後、旧住所に戻る場合は、再度転居届（はがき）を投函してください。

○その他貴重品の紛失・焼失

(1) 厚生年金手帳等

それぞれ、以下の窓口で、再発行の申請をしてください。

厚生年金手帳

草津年金事務所 電話 077-567-2220

雇用保険被保険者証

職業安定所（ハローワーク草津） 電話 077-562-3720

(2) 保険証券

損害保険や生命保険などの保険証券については、引受保険会社または取扱代理店に連絡し、再発行の手続を依頼してください。

○市役所で行う諸手続

(1) 市営住宅への一時入居

(担当 住宅課 住宅管理係 市役所5階 電話 077-561-2395)

火災により住居を失ったときは、市営住宅へ入居できる場合があります。部屋の空き状況等によりますので、担当課へお問い合わせください。

(但し、一定の条件があります。)

(2) 火災に伴う廃棄物の処理

(担当 資源循環推進課 草津市立クリーンセンター内(馬場町1200番地25)

電話 077-562-6361)

罹災後の廃棄物を処理される場合、市で処理手数料を免除して廃棄物の一部を受け入れする制度があります。(草津市火災に伴う廃棄物処分に係る手数料免除に関する要綱)

*要綱において対象となる廃棄物は、火災によって発生したものであり、下記のいずれかに該当するものです。

- ① 持ち家である場合は、家財道具、生活用品および家屋の燃え殻のみとなります。
- ② 借家等である場合は、借主の所有物で家財道具ならびに生活用品のみとなります。

手数料免除の申請手続や、受け入れできる廃棄物の種類等を、資源循環推進課にご相談ください。

※罹災証明書を御用意ください。

(3) 年金証書・年金手帳（国民年金・厚生年金）の再発行

（担当 保険年金課 国民年金係

市役所1階 6番窓口 電話 077-561-2367）

（草津年金事務所 電話 077-567-2220）

・年金証書

年金事務所または保険年金課の窓口に備えてある申請はがきで、年金事務所に申請してください。なお、再交付までに、1～2週間かかります。

・年金手帳

現在加入している年金によって申請先が異なります。

厚生年金、共済年金加入の方は、勤務先を通じて再交付の手続を行ってください。

国民年金加入中の方は、保険年金課窓口で申請ができます。この際、身分を証明する書類（運転免許証やパスポートなど）の提示と認め印が必要です。

なお、手帳は年金事務所から郵送されるため、再交付までに1～2週間かかります。

(4) 印鑑登録証明書

（担当 市民課 市役所1階 3、4番窓口 電話 077-561-2344）

登録する印鑑を持参し、市民課の窓口で「印鑑登録証亡失届・印鑑亡失届書」と「印鑑登録申請書」を提出し、手続してください。この際、本人確認をしますので、本人の写真が貼付されている公的証明書（運転免許証やパスポートなど）の提示が必要になります。公的証明書がない場合、「照会書発送」になり後日の登録になります。また、草津市に住民登録がある人で既に印鑑登録している人が「保証人」になり、ご本人来庁により登録することもできます。

※罹災証明書を御用意ください。

※登録手数料と証明手数料が必要です。

(5) 市税の減免

火災等の災害により被害を受けた納税者の方には、草津市税規則の規定により、市税の減免を受けられる場合があります。

なお、減免を受けるには、申請が必要となります。詳しくは、税務課各担当にお問い合わせください。

税 目	内 容	必要書類	担 当
国民健康保険税	<p>居宅または収入の基礎となる資産の損害の程度に応じて税額が減免されます。</p> <p>◆被災割合が3割以上5割未満 所得割額の1/2以内の減額</p> <p>◆被災割合が5割以上 所得割額の全額を減額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免申請書 ・ 消防署が発行した罹災証明書 (コピー可) 	<p>諸税管理係 市役所1階8番窓口 電話 077-561-2308</p>
市 民 税	<p>被害の程度と所得金額により、税額が減免されます。</p> <p>◆災害等資産の損失 1割以下～全損(全焼) 所得割額の1割～10割の減額</p>		<p>市民税係 市役所1階9番窓口 電話 077-561-2309</p>
固 定 資 産 税	<p>被害の程度に応じて、家屋や償却資産の税額が減免されます。</p> <p>◆家屋 半焼・半壊以上……………免除 被災割合が4割以上…60%減額 被災割合が2割以上…40%減額</p> <p>◆償却資産 半焼・半壊以上……………免除</p> <p>◆土地 住宅が火災等により滅失した場合、他の建物の用に供されていない土地は、翌年度から2年間住宅用地の特例が受けられる場合があります。</p>		<p>資産税係 市役所1階10番窓口 電話 077-561-2310</p>

(6) 市税延滞金額の減免

(担当 納税課 納税係 市役所1階 11番窓口)

電話 077-561-6541)

市税の延滞金の減免が受けられる場合があります(草津市税規則第15条第1項第3号の規定による)。

(延滞金額の減免等)

第15条 条例第19条に規定する延滞金額の減免は、次の各号のいずれかに該当する者について、当該各号に定めるところによりやむを得ないと認める場合に限り行うことができる。

(3) 不慮の災害等により納付または納入が著しく困難と認める者 免除

※罹災証明書が必要となります。

(7) 障害者福祉サービスに係る負担金の減免

(担当 障害福祉課 相談支援係 市役所1階 20番窓口)

電話 077-561-2363)

障害者福祉サービスに係る負担金の減免が受けられる場合があります(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条の規定による)。

(介護給付費等の額の特例)

第31条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第二十九条第三項の規定を適用する場合においては、同項第二号中「額)」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。

2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第三項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

※罹災証明書が必要となります。

(8) 介護保険料の減免

(担当 介護保険課 介護保険係 市役所1階 16番窓口

電話 077-561-2369)

介護保険料の減免が受けられる場合があります(草津市介護保険条例第15条第1項第1号の規定による)。

(保険料の減免)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1) 第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたこと。

※罹災証明書が必要となります。

(9) 後期高齢者医療保険料の減免

(担当 保険年金課 医療保険係 後期高齢者医療制度担当 市役所1階 7番窓口

電話 077-561-2358)

後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります(滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第17条第1項第1号の規定による)。

(保険料の減免)

第17条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

※罹災証明書が必要となります。

(10) 建築確認申請手数料の減免

(担当 建築政策課 建築指導係 市役所4階)

電話 077-561-2378)

罹災後1年以内に草津市に確認申請を提出した場合には申請手数料の減免が受けられます(草津市建築基準法施行細則第3条第1項第3号の規定による)。

※確認申請の際には罹災証明書の添付が必要です。

(確認申請等手数料の減免)

第3条 建築物、建築設備または工作物(以下「建築物等」という。)のうち次の各号に掲げるものに係る確認申請手数料(計画変更確認申請手数料を含む。)、中間検査申請手数料および完了検査申請手数料(以下、「申請手数料」という。)は、手数料条例別表第14項に規定する申請手数料(同項第1号ウに掲げる手数料を除く。)の額の2分の1に減額するものとする。

(1) 災害により滅失し、または損壊したため、当該災害の日から1年以内に確認申請書が提出された建築物等

(11) 就学援助費の受給

(担当 教育委員会事務局学校教育課 学事係 市役所6階)

電話 077-561-2421)

(5)の市民税の減免、または固定資産税の減免を受けた場合、草津市立小・中学校に通う児童生徒の給食費や学用品費等の一部について、就学援助費が受給できる場合があります。

※罹災証明書の添付は不要です。

(就学援助費の申請に先立ち、市民税または固定資産税の減免を受けていることが必要です。)

(12) 母子健康手帳・母子健康手帳別冊(受診票等)の再発行

(担当 子育て相談センター さわやか保健センター3階)

電話 077-561-2331)

火災罹災により母子健康手帳および母子健康手帳別冊を焼失した場合は、申請に基づき再交付を行います。ただし母子健康手帳別冊の再交付には、罹災証明書が必要となります。さわやか保健センターにお越しく下さい。

○その他火災に係わる知識等

(1) 消火活動に対する費用弁償

消防署、消防団からの消火活動の費用請求はありません。

(2) 建物登記関係

(大津地方法務局 大津市京町3-1-1

電話 077-522-4671)

全焼した場合、法務局で罹災建物の滅失登記の手続きを行う必要があります。
この際、罹災証明書と印鑑証明書、建物滅失の登記申請書が必要となります。
上記手続は土地家屋調査士に依頼する場合も多いようです。
火災保険の保険金請求時に、登記簿謄本の提出を求められることがあります。

(3) 類焼させてしまったお宅へは

失火によって他人に損害を与えても、いわゆる「失火責任法」により、失火者は故意または重過失がない限り、不法行為責任（民法第709条）に基づく損害賠償責任を負わないことになっております。ただし、借家の場合は、大家に対して債務不履行責任（民法第415条）に基づく損害賠償責任を負うこととなります。

法律上、損害賠償責任はなくとも、近隣へご迷惑を掛けてしまった場合には、誠意のこもったお詫びを表しておくべきでしょう。

(4) 火災見舞に対するお返し

火災などの災害見舞に対しては、基本的にお返しは不要とされています。

ただし、物心ともにお世話になったご近所の方に対しては、感謝の気持ちとしてお礼をする場合が多いようです。

近火見舞をいただいたときは、送られた品と同額程度の品物をお返しするのが、一般的のようです。

※決まったものではありません。参考としてください。

○雑損控除・災害減免法

(草津税務署 草津市大路二丁目 電話 077-562-1315)

火災等の災害を受けた方は、確定申告で所得や税額を軽減できる雑損控除や災害減免法のいずれかの適用を受けることができます。

手続方法や減免額などの詳しい内容は税務署へお問い合わせください。

※問合せ先一覧

○罹災見舞金の交付（草津市）

(担当 人とくらしのサポートセンター 市役所2階

電話 077-561-6927)

○弔慰金の交付（日本赤十字社）

(草津市社会福祉協議会 電話 077-562-0084)

○生活福祉資金の貸付

(草津市社会福祉協議会 電話 077-562-0084)

○生活つなぎ資金の貸付

(草津市社会福祉協議会 電話 077-562-0084)

○罹災証明書の発行

西消防署 (草津市上笠町 電話 077-568-0119)

南消防署 (草津市野路九丁目 電話 077-564-4951)

○住民票の発行

(担当 市民課 市役所1階 3、4番窓口 電話 077-561-2344)

○運転免許証の再発行

(草津警察署 電話 077-563-0110)

(免許センター 電話 077-585-1255)

○国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の再発行

(担当 保険年金課 医療保険係 国民健康保険担当

市役所1階 7番窓口 電話 077-561-2366)

(担当 保険年金課 医療保険係 後期高齢者医療制度担当

市役所1階 7番窓口 電話 077-561-2358)

○福祉医療受給券（助成券）の再交付

(担当 保険年金課 国民健康保険係

市役所1階 7番窓口 電話 077-561-2366)

○マイナンバーカードの交付

(担当 市民課 市役所1階 3、4番窓口 電話 077-561-2344)

○公共サービス(電話・電気・ガス・水道・郵便)

(1) 電話(電話 113)

(2) 電気(関西電力送配電滋賀営業所 電話 077-522-2611)

(3) 都市ガス(大阪ガスお客さまセンター 電話 0120-8-94817)

(4) 水道(担当 上下水道総務課 水道お客様センター 市役所2階
電話 077-561-2441)

(5) 郵便局への連絡(草津郵便局 電話 077-562-0802)

○その他貴重品の紛失・焼失

(1) 厚生年金手帳等

・政府管掌健康保険被保険者証・船員保険被保険者証
 県の医療保険課(電話 077-528-3566)

・雇用保険被保険者証

職業安定所(ハローワーク草津 電話 077-562-3720)

○市役所で行う諸手続

(1) 市営住宅への一時入居

(担当 住宅課 住宅管理係 市役所5階
 電話 077-561-2395)

(2) 火災に伴う廃棄物の処理

(担当 資源循環推進課 草津市立クリーンセンター内
 電話 077-562-6361)

(3) 年金証書・年金手帳(国民年金・厚生年金)の再発行

(担当 保険年金課 国民年金係

市役所1階 6番窓口 電話 077-561-2367)

(草津年金事務所 電話 077-567-2220)

(4) 印鑑登録証明書

(担当 市民課 市役所1階 3、4番窓口 電話 077-561-2344)

(5) 市税の減免

(担当 税務課 市役所1階

諸税管理係 市役所1階8番窓口 電話 077-561-2308

市民税係 市役所1階9番窓口 電話 077-561-2309

資産税係 市役所1階10番窓口 電話 077-561-2310)

(6) 市税延滞金額の減免

(担当 納税課 納税係 市役所1階 11番窓口

電話 077-561-6541)

(7) 障害者福祉サービスに係る負担金の減免

(担当 障害福祉課 相談支援係 市役所1階 20番窓口
電話 077-561-2363)

(8) 介護保険料の減免

(担当 介護保険課 介護保険係 市役所1階 16番窓口
電話 077-561-2369)

(9) 後期高齢者医療保険料の減免

(担当 保険年金課 医療保険係 後期高齢者医療制度担当
市役所1階 7番窓口 電話 077-561-2358)

(10) 建築確認申請手数料の減免

(担当 建築政策課 建築指導係 市役所4階
電話 077-561-2378)

(11) 就学援助費の受給

(担当 教育委員会事務局 学校教育課 学事係 市役所6階
電話 077-561-2421)

(12) 母子健康手帳・母子健康手帳別冊(受診票等)の再発行

(担当 子育て相談センター さわやか保健センター3階
電話 077-561-2331)

○その他火災に係わる知識等

(1) 建物登記関係

(大津地方法務局 大津市京町3-1-1
電話 077-522-4671)

○雑損控除・災害減免法

(草津税務署 草津市大路二丁目 電話 077-562-1315)